

産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱(令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知)新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現 行
<p>第1・第2 (略)</p> <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3 (略)</p> <p>2 推進事業対象経費、整備事業対象経費、基金事業対象経費及び都道府県整備事業対象経費(以下「推進事業対象経費等」という。)の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。</p> <p>ただし、実施要綱第2のただし書きに規定する事業に要する経費については、農林水産省 <u>農産局長(以下「農産局長」という。)</u> が別に定めるところによる。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第7 交付決定者は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。</p> <p><u>2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。</u></p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第8 推進事業者等は、<u>第5第1項の規定による</u> 交付申請を取り下げようとするときは、<u>第7第1項の規定による</u> 交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。</p> <p>(契約等)</p> <p>第9 推進事業者等は、推進事業等の一部を <u>第三者に委託する</u> 場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、<u>交付決定者</u> に届け出なければならない。</p> <p>2 推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約 <u>による</u> ことができる。</p> <p>3 推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る <u>入札又は見積り合せ</u> (以下「<u>入札等</u>」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による <u>契約に係る</u> 指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>(交付の対象及び補助率)</p> <p>第3 (略)</p> <p>2 推進事業対象経費、整備事業対象経費、基金事業対象経費及び都道府県整備事業対象経費(以下「推進事業対象経費等」という。)の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。</p> <p>ただし、実施要綱第2のただし書きに規定する事業に要する経費については、農林水産省 <u>食料産業局長、生産局長又は政策統括官</u> が別に定めるところによる。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第7 交付決定者は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第8 推進事業者等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。</p> <p>(契約等)</p> <p>第9 推進事業者等は、推進事業等の一部を <u>他の者に実施させる</u> 場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、<u>大臣</u> に届け出なければならない。</p> <p>2 推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約 <u>をする</u> ことができる。</p> <p>3 推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る <u>一般の競争、指名競争又は随意契約</u> (以下「<u>競争入札等</u>」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者</p>

については、入札等に参加させてはならない。

第10～第12 (略)

(概算払の請求、補助金の支払)

第13 推進事業者、整備事業者及び都道府県整備事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号-1による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 基金事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第5号-2による支払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

3 都道府県整備事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金等の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

第14 (略)

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、推進事業、整備事業にあっては別記様式第7号-1、基金事業にあっては別記様式第7号-2、都道府県整備事業にあっては別記様式第7号-3のとおりとし、推進事業等を完了（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2・3 (略)

第16 (略)

(交付決定の取消等)

第17 交付決定者は、第10第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金等を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要が

者については、競争入札等に参加させてはならない。

第10～第12 (略)

(概算払の請求、補助金の支払)

第13 推進事業者、整備事業者及び都道府県整備事業者は、全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号-1による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

2 基金事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第5号-2による支払請求書正副2部を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

(新設)

第14 (略)

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、推進事業、整備事業にあっては別記様式第7号-1、基金事業にあっては別記様式第7号-2、都道府県整備事業にあっては別記様式第7号-3のとおりとし、推進事業等を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2・3 (略)

第16 (略)

(交付決定の取消等)

第17 交付決定者は、第10第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1)～(3) (略)

(新設)

(新設)

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要が

<p>なくなった場合</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定 <u>(括弧書きを除く。)</u> を準用する。</p> <p>第18 (略)</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第19</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の承認に <u>当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。</u></p> <p>(補助金等の経理)</p> <p>第20</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 前3項及び第21に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p>第21 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(間接補助金交付の際付すべき条件)</p> <p>第22</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。</u></p> <p><u>(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1</u></p>	<p>なくなった場合</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。</p> <p>第18 (略)</p> <p>(財産の処分の制限)</p> <p>第19</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の承認に <u>ついては、第18第2項の規定を準用する。</u></p> <p>(補助金等の経理)</p> <p>第20</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第21 (略)</p> <p><u>(報告)</u></p> <p><u>第22 推進事業者等のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金等に係る補助金等支出明細書(別記様式第11号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに大臣に報告するものとする。</u></p> <p>(間接補助金交付の際付すべき条件)</p> <p>第23</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。</u></p> <p><u>(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、競争入札等に参加しよう</u></p>
---	---

件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（3）前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

（1）間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（2）間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 補助事業者は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。

5 補助事業者は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金等の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金等の国庫補助金等相当額を国に返還しなければならない。

（基本的事項の公表）

第 23 （略）

（基金の額及び基金事業の実施状況報告）

第 24 （略）

（使用見込みの低い基金の返納）

第 25 （略）

とする者に対し、別紙様式第 2 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（基本的事項の公表）

第 24 （略）

（基金の額及び基金事業の実施状況報告）

第 25 （略）

（使用見込みの低い基金の返納）

第 26 （略）

(区分経理等)

第 26 (略)

(他用途使用の禁止)

第 27 基金は、実施要綱別表 2 の I 基金事業（都道府県知事が必要と認め、実施要綱別表 2 の II に準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、実施要綱第 2 のただし書により実施する災害等緊急事業については、実施要綱第 2 に定める 農産局長 が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

第 28 基金事業者は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第 18、第 19、第 26 及び第 27 の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

都道府県が、地方公共団体以外の取組主体に助成金を交付するときは、取組主体に対し、次に掲げる条件を付すこと。

(1) ・ (2) (略)

2 (略)

(基金運営に関する監督・指導)

第 29 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(区分経理等)

第 27 (略)

(他用途使用の禁止)

第 28 基金は、実施要綱別表 2 の I 基金事業（都道府県知事が必要と認め、実施要綱別表 2 の II に準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、実施要綱第 2 のただし書により実施する災害等緊急事業については、実施要綱第 2 に定める 生産局長等 が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

第 29 基金事業者は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第 18、第 19、第 27 及び第 28 の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

都道府県が、地方公共団体以外の取組主体に助成金を交付するときは、取組主体に対し、次に掲げる条件を付すこと。

(1) ・ (2) (略)

2 (略)

(基金運営に関する監督・指導)

第 30 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3、第4、第10及び第11関係）

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 (略)	1 (略)	(略)	(略)	(略)	1 推進事業者等の変更 (略)
	I (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	II 園芸作物等の先導的取組支援 ① 果樹に関するもの ② 果樹以外に関するもの		農林水産大臣 地方農政局長等		
	2 (略)	(略)	(略)		1 推進事業者等の変更 (略)
	I (略)				
	① (略)				
	② (略)				
	II (略)				

別表（第3、第4、第10及び第11関係）

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1 (略)	略	略	略	1 推進事業者等の変更 略
	I (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	II 新市場対応を支える物流体制の革新		農林水産大臣		
	2 (略)	(略)	(略)		1 推進事業者等の変更 (略)
	I (略)				
	① (略)				
	② (略)				
	II (略)				

別記様式第1号-1 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

1～6 (略)

別記様式第1号-2 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

別記様式第1号-1 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者 の役職及び氏名

(略)

記

1～6 (略)

別記様式第1号-2 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

1～5 (略)

別記様式第1号-3 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

1～5 (略)

別記様式第1号-3 (第5関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

国産農産物 生産基盤強化等 対策地方公共団体整備費補助金 ○○○円

(注) (略)

別記様式第2号 (第9、第22及び第28関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[推進事業者等] 殿 (第9)
[間接補助事業者] 殿 (第22)
[取組主体] 殿 (第28)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約 又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1・2 (略)

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

国産農産物生産 ・供給体制強化 対策地方公共団体整備費補助金 ○○○円

(注) (略)

別記様式第2号 (第9、第23及び第29関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[推進事業者等] 殿 (第9)
[間接補助事業者] 殿 (第23)
[取組主体] 殿 (第29)

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の○○契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1・2 (略)

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した適切な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（略）

記

（注） 1～2 （略）

※ （略）

別記様式第4号（第12関係）

ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した適切な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（略）

記

（注） 1～2 （略）

※ （略）

別記様式第4号（第12関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）事業遅延届

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

1～5 (略)

別記様式第5号-1（第13第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）事業遅延届

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

1～5 (略)

別記様式第5号-1（第13第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

(略)

(略)

(注) (略)

別記様式第5号-2 (第13第2項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

1・2 (略)

記

(略)

(略)

(注) (略)

別記様式第5号-2 (第13第2項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金(〇〇事業)支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

1・2 (略)

別記様式第6号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（略）

記 （略）

（注）1～3 （略）

別記様式第7号-1（第15第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

別記様式第6号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

（略）

記 （略）

（注）1～3 （略）

別記様式第7号-1（第15第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

1～3 (略)

(略)

(注) 1・2 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(注)

1～3 (略)

※ (略)

※ 事業計画の承認申請に 当たり 提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の (注) に置き替える。

(注)

1 (略)

2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。

3・4 (略)

※ (略)

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

1～3 (略)

(略)

(注) 1・2 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(注)

1～3 (略)

※ (略)

※ 事業計画の承認申請にあたり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の (注) に置き替える。

(注)

1 (略)

2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書 のコピー に変更箇所を加筆修正し添付すること。

3・4 (略)

※ (略)

別記様式第7号-2 (第15第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

1～5 (略)

別記様式第7号-3 (第15第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

別記様式第7号-2 (第15第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

1～5 (略)

別記様式第7号-3 (第15第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

国産農産物生産 基盤強化等 対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

- (注) 1 (略)
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた 事業計画書 に変更箇所を加筆修正し添付すること。
3～5 (略)

別記様式第8号 (第15第3項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 (〇〇事業) の消費税仕入控除税額
報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

国産農産物生産 ・供給体制強化 対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

- (注) 1 (略)
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた 事業計画書のコピー に変更箇所を加筆修正し添付すること。
3～5 (略)

別記様式第8号 (第15第3項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 (〇〇事業) の消費税仕入控除税額
報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

(略)

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号） 第 15 条
の補助金の額の確定額 金 円
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2・3 (略)

4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。(推進事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 補助事業者が消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号。以下同じ。) 第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5・6 (略)

別記様式第 9 号 (第 20、第 26関係)

(略)

別記様式第 10 号 (第 21 関係)

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

(略)

記

1 適正化法 第 15 条の補助金の額の確定額 金 円
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2・3 (略)

4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

・ (略)

・ (略)

・ (略)

・ 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5・6 (略)

別記様式第 9 号 (第 20 関係)

(略)

別記様式第 10 号 (第 21 関係)

(略)

(削る)

(略)

別記様式第 11 号 (第 22 関係)

令和〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金の名称		
2. 事業の目的及び内容		
	(1) 目的	
	(2) 具体的な内容	
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
	(1) 人件費	千円
	(2) 一般管理費	千円
	(3) その他管理費	
	内 容	金 額
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先 金 額
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
(2) (1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先 金 額
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円

	千円
合 計	千円
8. 再補助等の割合	% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容及び支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うものとする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出していない場合又は当該補助金等の交付目的と関係がない場合は、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2)(1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費、通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」又は「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

附 則

この改正は、令和3年12月21日から施行する。